

当初・変更

入札執行機関 41360 南会津建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	25年 6月 10日
工事番号	13-41360-0026	工事名	道路橋りょう整備（交付）工事（橋梁補修）	着工	25年 6月 10日
入札執行年月日	25年 5月 24日	発注種別	01 一般土木工事	完成	26年 1月 29日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	国道121号			予定価格	
工事箇所 自	南会津郡南会津町川島地内			47,880,000	
至	金地橋				
工事概要	橋梁補修工	金地橋	L=33.2m		

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100002534 久米工業（株）		南会津郡南会津町永田字大道上326			
		(1) 45,000,000	(2)	47,250,000	
		(3)	(4)		
100002402 （株）環境建設 若松支店		(1) 41,000,000	(2)		
		(3)	(4)		
		(1)	(2)		
		(3)	(4)		
		(1)	(2)		
		(3)	(4)		
		(1)	(2)		
		(3)	(4)		
		(1)	(2)		
		(3)	(4)		
		(1)	(2)		
		(3)	(4)		
		(1)	(2)		
		(3)	(4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおりに。





# 総合評価方式入札結果

工事種別 一般土木工事

工事執行種者

南会津建設事務所長

工事番号	13-41360-0026	工事名	道路橋りょう整備(交付)工事(橋梁補修)	予定価格(円)	47,880,000円	工期	234日間
路線河川名	国道121号	工事箇所	南会津郡南会津町川島地内 金地橋	橋梁補修工L=33.2m	伸縮装置補修工N=3箇所、高橋撤去設置工L=66.2m		
開札予定日	平成25年5月24日						
技術審査日	平成25年5月23日						

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定	
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否
	別紙のとおり	適	平成25年 3月22日	要	要
平成24年度第8回福島県総合評価委員会議				不要	不要
				要	要
				不要	不要
				要	要
				不要	不要

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 + 加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A/C) × 1,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
久米工業(株)	南会津町	100	9.50	109.50	45,000,000	45,000,000	2.4333	2		落札者
(株)環境建設 若松支店	会津若松市	100	4.50	104.50	41,000,000	41,000,000	2.5487	1		失格
入札参加者 2者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。  
 ※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。  
 ※学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して会議出席者名簿等を添付すること。  
 ※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「一」を記載すること。

## 入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県南会津地方振興局長 佐藤 正史

## 1 入札に付する事項

工事番号	13-41360-0026	
工事名	道路橋りょう整備(交付)工事(橋梁補修)	
工事場所	南会津郡南会津町川島地内 金地橋(国道121号)	
工事概要	橋梁補修工L=33.2m 伸縮装置補修工N=3箇所、高欄撤去設置工L=66.2m	
完成期限	23.4日間	
予定価格	***円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
総合評価方式	復興型	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。
	該当なし	・誓約書(低入札価格調査事務処理要領調査様式第12号)の提出をもって調査に代える工事である。
施工体制事前提出方式	該当	・該当する場合は、福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当なし	・該当する場合は、電子入札対象工事である。 ・電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要である。 ・電子入札システム(アドレス) <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=26730">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=26730</a>
電子閲覧	該当	・該当する場合は、電子閲覧対象工事である。 ・電子閲覧システム(アドレス) <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21708">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21708</a>
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
近接調整	該当なし	・該当する場合は、この工事は他の工事の近接工事であり、当該工事の施工者が落札した場合は、請負契約締結後において間接工事費等の調整をする。
混合入札	復興JV以外	該当なし
		・該当する場合は、単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。

復興JV	該当なし	・該当する場合は、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23第1971号通知）における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
------	------	---

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	一般土木工事	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A、B	
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
地域要件	隣接3管内	<p>・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。</p> <p>・隣接3管内とは、南会津建設事務所管内、県中建設事務所管内（須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。）、県南建設事務所管内又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。</p> <p>・管内とは、南会津建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。</p> <p>※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。</p>
技術者の工事経験	必要なし	<p>・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p> <p>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
企業の工事实績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。
企業の工事規模実績	必要なし	<p>・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。</p> <p>ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。</p>
JR近接工事	該当なし	<p>・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。</p>

## 3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	平成25年4月26日(金)～ 平成25年5月17日(金)	【電子閲覧対象工事の場合】 電子閲覧システム
設計図書等の質問	平成25年4月26日(金)～ 平成25年5月9日(木)	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 南会津建設事務所総務部総務課 電話番号 0241-62-5305 ファクシミリ 0241-62-5340 E-mail minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	平成25年5月13日(月)	福島県南会津地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札書等の提出	郵便局差出期限日 平成25年5月17日(金) 配達日指定期日 平成25年5月20日(月)	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 福島県南会津地方振興局出納室
開札	平成25年5月24日(金) 午前10時00分	開札は公開とする。 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 福島県南会津合同庁舎 2階会議室
落札者の決定予定日	平成25年6月4日(火)	

## 4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

## 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難

になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

当繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

## 8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県南会津地方振興局出納室

電話番号 0241-62-5352

ファクシミリ 0241-62-5359

電子メール minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp

〈参 考〉 提出する書類一覧表（郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表）

提出書類	郵便入札の場合	
	外封筒	中封筒
技術提案書	○	
入札書		○
見積内訳書（施工体制事前提出方式の場合のみ該当）		○
見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）		—
工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）及び同様式を記録したフロッピーディスク又はCD-R（追記型コンパクトディスク）		○
下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）		○

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。



(参考) 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙  
(キリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

## キリ線

〒967-0004		入札書等在中
福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1		
福島県南会津地方振興局 出納室 行き		
開札日	平成25年5月24日	
工事名	道路橋りょう整備(交付)工事(橋梁補修)	
工事番号	13-41360-0026	
工事箇所	南会津郡南会津町川島地内 金地橋(国道121号)	
商号又は名称		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日 平成25年5月17日		
配達指定期日 平成25年5月20日		

## キリ線

## キリ線

〒967-0004		入札書等在中
福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1		
福島県南会津地方振興局 出納室 行き		
開札日	平成25年5月24日	
工事名	道路橋りょう整備(交付)工事(橋梁補修)	
工事番号	13-41360-0026	
工事箇所	南会津郡南会津町川島地内 金地橋(国道121号)	
商号又は名称		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日 平成25年5月17日		
配達指定期日 平成25年5月20日		

## キリ線

## 留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

また、外封筒を開封する際、謝って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、中封筒は外封筒よりも小さいものを使用してください。

## 総合評価点評価基準（特別簡易型又は復興型）

特別簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、特別簡易型又は復興型における加算点の最高点（特別配点を除く。）は10点とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日を基本とする（平成23年3月11日時点の入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）の所在地が、警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域を指す。）であった場合は、希望する者に限り基準日は平成23年3月11日とする。）が、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

### ●特記事項

- 1 工事番号 13-41360-0026
- 2 工事名 道路橋りょう整備（交付）工事（橋梁補修）
- 3 工事箇所 南会津郡南会津町川島地内 金地橋（国道121号）

以下の番号（※○）の具体的な内容は、共通事項の番号（※○）に対応している

番号	評価基準	左記の具体的な内容
※1	同種・類似工事	橋梁補修工事
※2	施工実績指定金額	3千万円
※3	企業の工事成績の評価対象期間（平成21年3月1日から開札日の属する月の3月前の末日まで）	平成21年 3月1日から 平成25年2月28日まで  （注）同一発注種別の工事で、この期間の中で竣工検査日が最も新しい工事成績評定を評価対象とする。（同種・類似工事ではなく、同一発注種別工事であることに注意すること。）
※4	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	南会津町
※5		地域要件   隣接3管内
※6	入札参加者の所在地等の評価対象	南会津建設事務所管内
※7	災害時の出勤実績 又は 災害時の応援協定締結	※7～※10から2項目を選択すること。  注) 選択した2項目のみ記載すること
※8	新卒・離職者の雇用実績	
※9	雇用の維持・確保	
※10	除雪、維持補修業務の履行実績	
※「消防団への継続加入」（様式第11号）の記載における留意点 地域要件が南会津建設事務所管内で消防団所在地が南会津町である場合は、所属する分団名まで記載すること。		

## ●共通事項

## ①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去15年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の施工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5点	
	・過去10年より前で15年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0点	/2.0
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間(※3)における直近(最新)の工事成績評定が75点以上である場合		
	・成績評定が80点以上	1.5点	
	・成績評定が75点以上80点未満	1点	
	上記以外	0点	/1.5
小計点①			/3.5

## ②配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	/0.5
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	/0.5
小計点②			/1.0

## ③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
同一市町村内の工事実績	過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内(※4)において公共工事の工事実績がある場合	1点	
	上記以外	0点	/1.0
入札参加者の所在地  (評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	入札参加業者の本店又は支店・営業所(以下「本店等」という。)が工事箇所と同一市町村内(※4)にある場合 <sup>(注)</sup>	1点	
	地域要件が(※5)の時で、当該工事箇所が存する管内(※6)に入札参加業者の本店又は支店・営業所(以下「本店等」という。)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	/1.0

評価内容	評価基準	配点	得点
ボランティア活動への取組み状況  (評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
消防団への継続加入状況  (評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)市町村の消防団に過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
(※7) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結  (評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)で過去3年以内に災害時の出動実績がある場合	1.25点	/1.25
	上記で得点できない場合で、地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定を県と締結している場合	1.25点	
	上記以外	0点	

(注)「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※8) 新卒・離職者の雇用実績  (評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)において過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用(正規雇用)している場合	1.25点	/1.25
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している場合		
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している場合	0.75点	
	上記以外	0点	
(※9) 雇用の維持・確保	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業において、当該管内(※6)における従業員数(正規雇用)が1年前より増えている場合	1.25点	/1.25

(評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業において、東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う場合		
	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業において、当該管内(※6)における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ場合	0.75点	
	上記以外	0点	
(※10) 除雪、維持補修業務の履行実績 (一般土木工事、舗装工事に限る)	地域要件が(※5)の時に、当該工事箇所が存する管内(※6)に本店等がある企業が、当該管内(※6)で過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合	1.25点	
(評価対象者は、県内に本店を有する企業のみである。)	上記以外	0点	/1.25
小計点③			/5.5
合計点	小計①～③の合計点		/10.0

## ●地域要件毎の評価対象

(㊤支店・営業所とは、県内に本店を有する企業の支店・営業所であって、福島県平成 25・26 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。)

## i) 入札参加者の所在地

(加算点が 1.0 点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)
管内	同一市町村内
隣接三管内	
県内	
全国	

(注) 同一市町村内の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。

(加算点が 0.5 点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)
管内	土木事務所管内
隣接三管内	建設事務所管内
県内	
全国	県内

## ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去 3 年間以上継続して 1 件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内	建設事務所管内		
全国	県内		

## iii) 消防団への継続加入

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内		過去 1 年以上継続雇用している社員が過去 1 年以上継続して消防団員である
隣接三管内	建設事務所管内		
県内	建設事務所管内		
全国	県内		

## iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結

(災害時の出動実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる出動実績	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去 3 年以内に 1 件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内	建設事務所管内		
全国	県内		

## (災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲
管内	土木事務所管内	
隣接三管内	建設事務所管内	
県内		
全国		

## v) 新卒・離職者の雇用実績

## (新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 新卒・離職者の 勤務地	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内		過去1年 以内	0.75点	1.25点
隣接三管内	建設事務所管内				
県内					
全国					

## (東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点	
			1名以上	
管内	土木事務所管内	平成23年3月11日 以降の雇用実績	1.25点	
隣接三管内	建設事務所管内			
県内				
全国				県内

## vi) 雇用の維持・確保

## (雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 従業員の勤務地	評価対象 となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内		開札日 における1 年前との 比較	0.75点	1.25点
隣接三管内	建設事務所管内				
県内					
全国					

## (東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	配点	
管内	土木事務所管内	1.25点	
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
全国			県内

## vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	除雪・維持補修 業務の実績	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年以内 に1件以上
隣接三管内	建設事務所管内		
県内			
全国			

## ●特別配点（枠外配点）

評価内容	評価基準	配点	得点										
東日本大震災等への対応	地域要件が（※5）の時に、当該工事箇所が存する管内（※6）に本店等がある企業が、県との災害時の応援協定等に基づく次のいずれかの災害への対応の出動実績がある場合 1.東日本大震災 2.平成23年新潟・福島豪雨 3.平成23年台風15号	0.5点											
	【地域要件毎の評価対象】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">地域要件</th> <th style="width:45%;">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)</th> <th style="width:40%;">評価対象となる活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県内</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる活動場所	管内	土木事務所管内	県内	隣接三管内	建設事務所管内	県内	全国	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる活動場所											
管内	土木事務所管内	県内											
隣接三管内	建設事務所管内												
県内													
全国	県内												
	上記以外	0点	/0.5										



【 注意事項（低入札調査制度及び施工体制事前提出方式 共通） 】

① スクラップ処分費について

スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準において直接工事費から控除しています。（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出します。）

したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除額を除いた金額で判定します。

なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（低入札調査要領様式第6号）又は工事費内訳書（事前提出要領様式1号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から除いた場合でも違算としては扱いませんが、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定します。

② 一括計上価格について

県の積算基準において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっています。

したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定します。

なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表又は工事費内訳書において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算としては扱いませんが、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定します。

③ その他

見積内訳総括表又は工事費内訳書は失格判定を行うために用いることから、県の積算基準（公表）及び下記④の表に基づき記入するものとします。ただし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等で示された扱いをもって失格判定を行うものとします。

また、見積内訳総括表又は工事費内訳書の記入欄において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか1つでも記入がない場合、当該入札書を無効とすることになります。

④ 各工事区分における諸経費等については、以下のとおり取り扱うものとします。

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費（据付）	次の額を合算した額 間接（二次）労務費 共通仮設費（据付）	次の額を合算した額 工場管理費（製作） 現場管理費（据付） 据付間接費（据付） 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等